（損害担保契約に係る損失の補塡）

第十九条　認定特別対象組合等又は相手方組合等は、機構が、認定特別対象組合等又は相手方組合等において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補塡するための契約を締結することを、機構に申し込むことができる。

2　前項の規定による申込みを行った認定特別対象組合等又は相手方組合等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3　機構は、第一項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る契約の締結を行うかどうかを決定しなければならない。

4　機構は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5　機構は、第三項の規定による契約の締結を行う旨の決定をしたときは、当該契約の締結の申込みに係る認定特別対象組合等又は相手方組合等との間で当該契約を締結しなければならない。この場合において、当該認定特別対象組合等又は当該相手方組合等は、当該契約に係る損害担保契約の対象となる被災債権について利益が生じたときに当該利益の額の一部を機構に納付することを約さなければならない。

（機構の業務の取扱い）

第二十条　前二条の規定による機構の業務は、農水産業協同組合貯金保険法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして同法の規定を適用する。

（機構の業務の特例）

第二十一条　機構は、当分の間、農水産業協同組合貯金保険法第三十四条に規定する業務のほか、附則第五条第一項の決定を受けて行う特定優先出資等の取得及びこれに附帯する業務（以下「震災特例業務」という。）を行うことができる。

2　前項の規定により機構が震災特例業務を行う場合における農水産業協同組合貯金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第二十一条第一項に規定する震災特例業務（以下「震災特例業務」という。）に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「農水産業協同組合」とあるのは「農水産業協同組合（震災特例業務を行う場合にあつては、農水産業協同組合又は再編強化法第三十二条第二項に規定する指定支援法人。次項において同じ。）」と、同法第四十二条第一項中「第四十条の二第一号に掲げる業務」とあるのは「第四十条の二第一号に掲げる業務及び震災特例業務」と、同条第二項中「業務」とあるのは「業務（震災特例業務を除く。）」と、同法第四十二条の二中「借入れ」とあるのは「借入れ（同条第一項の借入れにあつては、震災特例業務に係るものを除く。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は再編強化法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び震災特例業務を除く。）」と、同法第百十六条第一項及び第二項、第百十七条第一項並びに第百三十三条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は再編強化法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び震災特例業務」とする。

（区分経理）

第二十二条　機構は、震災特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「震災特例勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（機構における勘定間の繰入れ）

第二十三条　機構は、附則第十七条第二項の認定に係る資本整理として特定優先出資等に係る優先出資につき消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い震災特例勘定に損失が生じた場合には、運営委員会の議決を経て、主務省令で定めるところにより、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けて、農水産業協同組合貯金保険法第四十一条に規定する一般勘定から、当該損失の額の範囲内に限り、震災特例勘定に繰入れをすることができる。この場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして同法の規定を適用する。

（震災特例勘定の廃止）

第二十四条　機構は、震災特例業務の終了の日として政令で定める日において、震災特例勘定を廃止するものとする。

2　機構は、震災特例勘定の廃止の際、震災特例勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

（農林水産省令・財務省令・内閣府令への委任）

第二十五条　附則第二十一条から前条までに定めるもののほか、機構の震災特例業務の実施に関し必要な事項は、農林水産省令・財務省令・内閣府令で定める。

（罰則）

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　附則第八条第一項（附則第十条第三項（附則第十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　附則第九条（附則第十条第三項（附則第十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第十一条第五項において準用する場合を含む。）又は第十七条第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

2　法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

第二十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の理事（特定農業協同組合、信用農業協同組合連合会、特定漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一　附則第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を附則第十一条第五項において準用する場合を含む。）又は第十一条第三項若しくは第四項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。

二　附則第十一条第一項の認可を受けないで同項に規定する行為をしたとき。

第二十八条　特別対象組合等の理事（特定農業協同組合、信用農業協同組合連合会、特定漁業協同組合及び信用漁業協同組合連合会の経営管理委員を含む。以下同じ。）又は清算人（第二号にあつては、相手方組合等の理事を含む。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一　附則第十三条の規定により主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかったとき。

二　附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附　則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

政　令

農林水産省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百四十五号

農林水産省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省設置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年九月一日とする。

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直人**